

答 申 の 概 要

件名	自己に関する警備方針・警備計画等に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第19号）		
本件対象個人情報	「私は、平成〇年〇月〇日に〇〇警察署長に対し道路使用許可申請を行いましたがこの件に関して作成された私に対する警備方針、警備計画に関する文書及び私に関する資料。」		
主な非開示理由	条例第17条第5号（犯罪の予防、捜査等情報）及び同条例第20条（存否応答拒否）		
実施機関	静岡県警察本部		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成26年3月20日	答申年月日	平成26年10月22日
主な論点	<p>1 特定の個人を対象として作成された警備方針・警備計画といった文書が存在する場合、そこに記載された情報は、どのような場合に条例第17条第5号に該当し、非開示となるのか。</p> <p>2 条例第20条に該当するとして、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができるのはどのような場合か。</p>		

審査会の結論

実施機関が非開示（存否応答拒否）とした決定は、妥当である。

審査会の判断

- 1 審査請求の対象となった保有個人情報の性質及び内容について

警備方針・警備計画（以下、「警備計画等」という。）は、実施機関が警備警察活動を実施するに当たり、事前に当該活動の目的及び内容について定め、警察内部で情報共有することを目的として作成される公文書である。実施機関の説明によると、一般的に警備計画等に記載される情報の種類としては、警備警察活動の目的、警備部隊の編成や各部隊の配置、交通渋滞や騒音を防ぐための対策、不法行為が生じた場合の対策、通信連絡体制、指揮命令系統、取り締まり等の対象となるおそれのある者に関する情報といったものが挙げられる。

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、〇〇警察署長宛に提出された道路使用許可申請に基づき、警察本部長が審査請求人を対象として作成したとする警備計画等及び審査請求人に関する資料である。
- 2 非開示情報該当性について
 - (1) 条例第17条第5号該当性について
 - ア 条例第17条第5号の趣旨

条例第17条第5号は、公共の安全と秩序を維持するため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が含まれている保有個人情報を非開示情報と定めている。

これらの情報は、その性質上、開示されれば公共の安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあり、最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関の判断を尊重し、審査会は、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するものである。
 - イ 条例第17条第5号該当性の検討

本件開示請求は、審査請求人自身という特定の個人に対して作成された警備計画等の文書について開示を求めたものである。仮にこのような開示請求に係る保有個人情報が存在する場合に、当該請求に応じて当該対象文書を開示することとすると、その記載内容から警備警察活動の実態が明らかになるのみならず、当該対象文書を開示請求者の保有個人情報として特定すること自体が、開示請求者が警備警察活動の対象者とされていることを明らかにすることになる。

特定の個人が警備警察活動の対象とされているかどうかを明らかにすると、対抗措置を取られることが十分予想される。

このため、特定の個人に対する警備計画等を開示した場合、将来の警備警察活動に支障を及ぼし、ひいては、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることには、相当な理由があると認められ、特定の個人に対して作成された警備計画等の情報は、

条例第 17 条第 5 号に規定する非開示情報に該当する。

(2) 条例第 20 条該当性

ア 条例第 20 条の趣旨

条例第 20 条は、開示請求に対し、当該保有個人情報存在するが非開示とする又は当該保有個人情報は存在しないと回答するだけで、非開示情報を開示することになるときは、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができることを定めている。これは、保有個人情報が存在しなければ不存在とし、保有個人情報が存在する場合にのみ存否応答拒否としたのでは、存否応答拒否をすれば保有個人情報が存在することを開示請求者に推測させてしまうことになるため、実際に保有個人情報が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否とすることができる旨を定めたものである。

イ 条例第 20 条該当性の検討

審査請求人に対する警備計画等の文書は、実施機関が審査請求人を警備警察活動の対象とした場合に保有され、逆に審査請求人を警備警察活動の対象としない場合には保有されないものであるところ、当該文書が存在するか否かを答えることは、審査請求人が警備警察活動の対象とされているか否かを明らかにすることとなる。

特定の個人が警備警察活動の対象とされているかどうかを明らかにした場合、前記(1)イのとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当な理由があると認められる。